

事後調査の結果

調査項目 : 廃棄物

予測した事項 : 廃棄物及び建設発生土の排出量

## 1 調査地域

事業区域内とした。

## 2 調査手法

### (1) 調査事項

#### ① 予測した事項

・廃棄物及び建設発生土の排出量

#### ② 予測条件の状況

・工事内容別の廃棄物の種類について集計を行うこととした。

#### ③ 環境保全のための措置の実施状況

### (2) 調査時点

廃棄物は工事契約ごとに集計しており、前回の報告以降、平成31年3月までに完了した工事契約の集計結果について報告する。

### (3) 調査方法

#### ① 予測した事項

廃棄物及び建設発生土の処理・処分に関する工事関係資料を整理する方法とした。

#### ② 予測条件の状況

工事関係資料を整理する方法とした。

#### ③ 環境保全のための措置の実施状況

廃棄物及び建設発生土の処理・処分に関する工事関係資料により確認する方法とした。

### 3 調査結果

#### (1) 事後調査の結果の内容

##### ① 予測した事項

発生した廃棄物及び建設発生土の排出量を表 5-1 に示す。

工事に伴う既設の L 型溝及び道路舗装の撤去によって、コンクリート塊 1,006m<sup>3</sup>、アスファルト・コンクリート塊 1,098m<sup>3</sup>が発生し、全て再資源化施設に搬出した。

また、建設発生土については、21,662m<sup>3</sup>が発生し、公共工事等の建設発生土の利用機関である建設発生土再利用センター等に搬出し、発生土の再利用をはかった。

発生した廃棄物及び建設発生土の再資源化等率又は再利用率は、全て 100%であった。

表 5-1 廃棄物及び建設発生土の発生量

種 別		排出量 (m <sup>3</sup> )	再資源化等率 又は再利用率	備 考
廃棄物	コンクリート塊	1,006	100%	再資源化施設（合材工場等）に搬出し、再資源化をはかった。
	アスファルト・コンクリート塊	1,098	100%	再資源化施設（合材工場等）に搬出し、再資源化をはかった。
建設発生土		21,662	100%	建設発生土再利用センター等に搬出し、発生土の再利用をはかった。

##### ② 予測条件の状況

評価書では、廃棄物の排出量についてコンクリート塊は L 型溝の撤去、アスファルト・コンクリート塊は道路舗装の撤去、建設発生土は掘削工事を基に設定していたが、排出量の内訳をみると、埋設物設置工事に伴う排出量が多く含まれていた。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、全体の 8 割以上を埋設物設置工事に伴う排出量が占めていた。

建設発生土は、埋設物設置工事に伴う排出量が全体の 9 割を占めていた。

③ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 5-2 に示すとおりである。なお、本工事の実施期間中に廃棄物に係る苦情はなかった。

表 5-2 環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に伴い発生する廃棄物は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年国土交通省事務次官通達 国官総第 122 号、国総事第 21 号、国総建第 137 号）、「東京都建設リサイクル推進計画」、「東京都建設リサイクルガイドライン」などに従い、他の公共事業との調整を図りながら、極力再利用に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に伴い発生する廃棄物は、他の公共事業に利用できるよう再資源化施設に搬出し、資源リサイクルに努めた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生土については、総量の削減に努めるとともに、搬出する場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、公共事業における建設発生土の利用を調整（利用調整会議）して、建設発生土の搬出時に他の公共事業（ストックヤードへの仮置きを含む）への利用（工事間利用）や再利用センター（再利用機関）等に指定地処分するなど、建設発生土の有効利用を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切土量と盛土量をバランスさせることにより建設発生土の削減に努め、搬出については、他の公共事業に利用できるよう建設発生土再利用センターへ搬出を行った。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、再資源化施設などを活用し、再生品化を図るとともに、再生品を率先して使用するなど、再資源化・再利用を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、他の公共事業に利用できるように、再資源化施設に搬出を行った。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>溶融スラグを用いたセメント及び舗装路盤材等のリサイクル材の使用については、工事の実施にあたって検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋設物工事に伴う一部、区道の復旧に際しては、建設局の道路工事設計基準に基づき、リサイクル材（再生密粒度アスファルト混合物）を使用した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>再利用が困難な廃棄物については、中間処理施設等への適正な搬出の確認など適切に処理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁工事では、再利用が困難な廃棄物は発生していない。建設泥土については、再資源化を図るため、流動化処理土を製造する中間処理施設に搬出を行ったことを確認している。</li> </ul>

(2) 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

① 予測した事項

事後調査の結果と評価書の予測結果との比較を表 5-3 に示す。

評価書では、廃棄物の排出量についてコンクリート塊は L 型溝の撤去、アスファルト・コンクリート塊は道路舗装の撤去、建設発生土は掘削工事を基に設定していたが、排出量の内訳をみると、埋設物設置工事に伴う排出量が多く含まれていた。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、全体の 8 割以上を埋設物設置工事に伴う排出量が占めていた。建設発生土は、埋設物設置工事に伴う排出量が全体の 9 割を占めていた。

評価書の予測結果と事後調査結果を比較すると、建設発生土の排出量が評価書の予測結果を超えている。評価書の時点では想定していなかった電線地中化等に対応した埋設物設置工事によるものである。

なお、発生した廃棄物の再資源化等率及び建設発生土の再利用率は、全て 100%であった。

表 5-3 廃棄物の状況

種 別		評価書の 予測結果	事後調査結果			
			排出量 (m <sup>3</sup> )			再資源化等率 又は再利用率
		排出量 (m <sup>3</sup> )	前回報告	今回報告	累計	100%
廃棄物	コンクリート塊	約 1,400	375	1,006	1,381	100%
	アスファルト・ コンクリート塊	約 2,100	661	1,098	1,759	100%
建設発生土		約 15,000	10,404	21,662	32,066	100%